

市町村(学校組合)教育委員会教育長
県立学校長
長野県短期大学長
(附属幼稚園を含む)
私立学校長
私立専修学校長 様
私立各種学校長
国立大学法人信州大学長
信州大学教育学部
附属幼・小・中・特別支援学校長
長野工業高等専門学校長

長野県教育委員会教育長
長野県総務部長

学校における感染症及び食中毒発生時の報告について(通知)

感染症及び食中毒の予防並びに発生時の対応について、それぞれ特別の配慮を願っているところであり、児童生徒の出席停止及び学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を行った場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び同法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定並びに「学校における感染症及び食中毒発生時の速報について」(平成21年(2009年)7月6日付け21教保第152号教育長及び21情私第203号総務部長連名通知)に基づき報告をお願いしています。当該報告については平成22年以降、感染症情報収集システム(学校欠席者情報収集システム)(以下「システム」という。)の導入が進んだこと、また平成21年に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)が平成23年4月1日以降、季節性インフルエンザとしての取扱いに移行したこと、感染性胃腸炎発生時の早期対応が必要となっていることから、下記のとおりとします。また、参考資料として「学校における感染症発生時の対応」を送付しますのでご活用ください。

なお、「学校における感染症発生時の対応」及び報告様式は県教育委員会ホームページよりダウンロードできる予定です。

市町村(学校組合)教育委員会においては、貴管下幼・小・中・高・特別支援学校に対して周知されますようご配慮願います。

記

1 感染症発生時等の報告

		システム導入校 (公立学校・希望した私立学校)	左記以外の学校
第一種感染症及び麻しん・結核・ 新型コロナウイルス発生の場合	発生時	①1名発生(感染の疑い含む)したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。 ② 確定診断後 にシステムに入力する。 ③集団発生や感染者数の増加で同様に臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)になった場合もシステムに入力する。入力により報告完了。 <small>えん</small> ④終焉までシステムに入力する。	① 1名発生(感染の疑い含む)したら、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれる。 ②様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXにて、報告する。(報告先は別紙1「学校における感染症等発生時の対応等について」のとおり) ③集団発生や感染者数の増加により臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)になった場合も②と同様に終焉までFAXで毎日報告する。
	終焉	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告(終焉報告等)」によりFAXまたは郵送で保健厚生課に報告する。	

二・三種感染症発生の場合 (麻しん・感染性胃腸炎除く) 季節性インフルエンザ発生時第	発生時	①1名発生(感染の疑い含む)からシステムに入力。 ②集団発生等による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)になった場合も引き続きシステムに入力する。入力により報告完了。 ③終焉までシステムに入力する。	①1～数名発生で、臨時休業等の対応をしない場合、報告の必要なし。 ②集団発生による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の対応行った場合、第1報のみ(*注、保健厚生課へ様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」と様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」、保健福祉事務所へは様式1のみFAXにて報告する。
	終焉	システムに発生の期間入力することで報告となり終焉報告は必要なし。	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告(終焉報告等)」によりFAXまたは郵送で報告する。
感染性胃腸炎発生の場合	発生時	①1名発生(感染の疑い含む)からシステムに入力。 ②集団発生による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の対応を行った場合、システムに入力するとともに、システムの「臨時休業印刷」から「様式1」をダウンロードし第1報のみ、保健厚生課及び保健福祉事務所にFAXにて報告する。また、保健福祉事務所のみ電話(時間外も対応可)での一報を入れる。	①1～数名発生で、臨時休業等の対応をしない場合、報告の必要なし。 ②集団発生による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の対応を行った場合、第1報のみ(*注、保健厚生課へ様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXで報告する。保健福祉事務所へは様式1のみFAXにて報告し、電話(時間外も対応可)での一報を入れる。
	終焉	システムに発生の期間入力することで報告となり、終焉報告は必要なし。	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告(終焉報告等)」によりFAXまたは郵送で報告する。
食中毒発生の場合	発生時	◆システムでの報告はなし。 <u>食中毒発生(疑い含む)</u> は、保健厚生課及び保健福祉事務所へ電話にて第一報をいれ、様式1「学校における感染症・食中毒発生速報」に様式1-2「患者数・欠席者数及び死亡者数」を添付し、FAXで報告する。	
	終焉	様式2「学校における感染症・食中毒発生状況報告(終焉報告等)」を郵送で報告する。	

・*注 臨時休業期間等、報告内容が変更された場合は再度報告すること。

2 報告を要する感染症(別紙2参照)

学校保健法施行規則の一部を改正する省令について(通知)(平成20年5月12日付20文科ス第278号)に規定されるとおりとする。なお、第3種「その他の感染症」については、校医又は主治医が感染のおそれがあると認めたものをいい、システム導入の校以外の学校の報告は集団発生時とするが、判断に迷う場合は保健厚生課に連絡すること。

なお、学校保健安全法施行規則第18条第2項により、鳥インフルエンザ(H7N9)は学校において予防すべき感染症の第一種の感染症に含む。(平成25年5月)

3 その他

- ・「平成25年度インフルエンザ施設別発生状況調査について」(H25.9.18付け情報公開・私学課長通知)は廃止し、今後の報告は本通知に記載の方法に一本化することとする。
- ・「学校における感染症発生等の対応」の送付 関係機関・学校 各1部

長野県教育委員会事務局保健厚生課 課長：丸山 隆義 担当：保健・安全係 小出まゆみ 学校給食係 小林 秀子 TEL：026-235-7444 FAX：026-234-5169 e-mail：hokenko@pref.nagano.lg.jp

長野県総務部 情報公開・私学課 私学係 課長：久保田俊一 担当：原田 舞 TEL：026-235-7058 FAX：026-235-7370 e-mail：shigaku@pref.nagano.lg.jp
